宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

許可申請の手引き



令和7年4月

三 原 市

都市部建築指導課

この手引きは、三原市長に許可申請の手続きをする場合の取り扱いを示したものです。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号)

政令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 (昭和 37年政令第 16 号)

省令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)

条例 広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例 (令和 5 年条例第 62 号)

細則 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 (平成20年三原市規則第11号)

県手数料条例 広島県手数料条例 (平成 12 年広島県条例第 5 号)

市手数料条例 三原市手数料徴収条例 (平成 17 年三原市条例第 62 号)

土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(平成 12 年法律第 57 号)

目次

1	宅均	也造成、	特定盛	主等又は	は土石の堆積	まに関する	る工事の記	許可の概要	要		1
	1 – 1	1 宅均	也造成、	特定盛土	:等又は土石	の堆積に	こ関する	L事の許 ^で	可の趣旨		1
	1 – 2	2 許豆	可を要す	る工事				• • • • • •	. .		1
	1 – 3	3 許可	可を要し	/ない工事	F			• • • • • •	· • • • • • •		2
	1 – 4	4 宅均	也造成等	ド工事規 制	区域及び特	宇定盛土	等規制区均	或の指定:	犬況		3
	1 – 8	5 許可	権者					• • • • • •			3
2	工具	事の技術	ド的基準	単及び設計	十者資格			• • • • • •			4
	2 – 1	1 宅均	也造成、	特定盛士	等に関する	る工事の	技術基準	• • • • • •			4
	2-2	2 土7	写の堆積	に関する	工事の技術	所基準		• • • • • •	· • • • • • •		4
	2 - 3	3 資格	を有す	る者の設	計対象工事	、設計者	資格				5
3	宅均	也造成、	特定盛	主等及び	・土石の堆積	に関する	る工事の言	許可の申詞	清等		6
	3 – 3	1 宅均	也造成及	び特定盛	注土等規制 法	とに基づ	く許可申記	情書作成	要領		6
	3 – 2	2 擁型	産等に関	する工事	F及び公共旅	拉設用地 (の転用の	届出 書 作/	成要領		16
	3-3	3 宅均	也造成、	特定盛士	:等及び土石	で堆積に	こ関する	L事の許	可等手数	料	16
	3 – 2	4 申請	窓口					• • • • • •			17
	3-8	5 標準	単処理 其	閒				• • • • • •			17
4	事前	前相談.									17
5	宅均	也造成、	特定盛	主等及び	・ 土石の堆積	に関する	る工事の詞	許可後によ	おける留	意事項	17
	5 —	1 許可	可の条件	‡ .				• • • • • •			17
	5 – 2	2 工事	事の施行	テに伴う 泊	意事項			• • • • • • •			17
	5 — 3	3 検査	・ 定其	開報告		• • • • • • •		• • • • • •			18
6	申請	青手続⊄	つ流れ.			• • • • • •		• • • • • •			20
7	70	の他の言	F続								21

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

本手引内の用語の定義は、下表のとおりです。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。
	・農地、採草牧草地、森林、道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されてい
	る土地
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣
	接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものをいいます。また、
	特定盛土等は宅地造成を包含します。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるものをいいます。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く。)をいいます。(政令
	第1条)
宅地造成等工事規	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、
制区域	人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積
域	の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその
	他の土留をいいます。

1-2 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模(注1)を超えるものとなります。

(注1)条例により特定盛土等規制区域の規制対象規模を宅地造成等工事規制区域の規模と同一としています。

表 1-2 許可を要する工事

X12 H1EX/024						
行為	対象規模					
宅地造成	① 盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずるもの					
(法第2条、政令第3条)	② 切土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの					
特定盛土等 (法第2条、政令第3条)	 ③ 切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④ ①~③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤ ①~④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの 					
土石の堆積(注2) (法第2条、政令第4条、 省令第8条(10)(イ))	 ① 高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300 ㎡を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500 ㎡を超えるもの 					

(注2) 土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

1-3 許可を要しない工事

表 1-3 許可を要しない工事

双13 計りを安した	具体的な内容
公共施設用地	具体的な内容 道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、
(法第2条第1項第1号、	遺路、公園、何川、47円改幅、地ケイケ的土地設、海岸床主地設、半夜円設地設、径得地設、 漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、
政令第2条、省令第1条	雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項
各項)	に規定する防衛施設、
	国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・
	下水道・営農飲雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・
	林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれが	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置の工事等)
ないと認められる工事	・鉱業法に基づく鉱物の採取(許可を受けた施業案の実施に係る工事)
(法第12条第1項ただし	・採石法に基づく岩石の採取(許可を受けた採取計画に係る工事)
書、法第27条第1項ただ	・砂利採取法に基づく砂利の採取(許可を受けた採取計画に係る工事)
し書、法第30条第1項た	・土地改良法に基づく土地改良事業(農業用用水排水施設の新設等)等
だし書、政令第5条第1	・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
項各号、政令第27条、政	・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
令第29条第1項、省令第	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
8条第1項各号)	・土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
	・平成 23 年 3 月 11 目に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出さ
	れた放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌
	の保管又は処分
	・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
	・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
	・高さ 2m以下かつ面積 500 ㎡超の盛土又は切土(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であ
	って、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事
	・土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えないもの
	・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの
	・工事の施行に付随して行われる土石の堆積(注1)であつて、当該工事に使用する土石又は当
	該工事で発生した土石を当該工事の現場(注2)又はその付近(注3)に堆積するもの(注4)
みなし許可となる工事	・国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事
(法第 15 条各項、法第	・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事
34 条各項)	
その他法の対象外となる	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(注5)(通常の生産活動並びにほ場管
行為	理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってそ
	の前後の土地の地盤面の標高差が 1mを超えないもの)

- (注1) 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- (注2) 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約 図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で10km以内のものについては、工事の現場として取り扱います。
- (注3) 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲 として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- (注4) 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。
- (注5) 営農行為の範疇に含まれるか否かについては、三原市の農地担当部局(農業委員会)に対して許可申請前に相談を行ってください。

1-4 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

表 1-4 規制区域の指定状況

令和5年9月28日現在

市町名	宅地造成等	工事規制区域及び特定盛士	等規制区域
川町石	告示日	告示番号	施行日
三原市	R5. 9. 28	県告示第 1126 号	R5. 9. 28

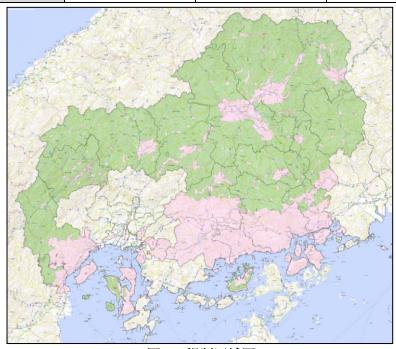


図1 規制区域図

1-5 許可権者

三原市長(盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1 h a 未満のもの(注1)) (注1) 盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1 h a 以上のものは、広島県東部建設事務所長(建築課)が 許可担当部署となります。

2 工事の技術的基準及び設計者資格

2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

表 2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

技術的基準	政令	内 容
	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩
	第 「 本	み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他
	第 「 本	の措置)について
地盤について講ずる措	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の
置に関するもの	第 7 米第 2 供第 1 万	地表水に対する措置について
世に因うるもの		山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第 12 条各
	第7条第2項第2号	号の土地において、高さ 15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確
		認(土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算)について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策(地
	第 1 本第 4 快第 3 万	滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置)について
	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
擁壁の設置に関するも	第9条~第13条	擁壁の構造について
の	男 3 未~男 13 未	(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第 17 条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について(注1)
崖面崩壊防止施設の設	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
置に関するもの	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表	佐1 2 佐 1 1 百	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について(石張
面について講ずる措置	第 15 条第 1 項	り、芝張り、モルタル吹付け等)
に関するもの	第15 冬 第 0 16	地表面(注2)の雨水その他の地表水からの浸食からの保護について
	第15条第2項	(植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関す	第 16 条	排水施設の構造、機能について
るもの	第 10 米	が小旭双の悟垣、饿胎について
技術的基準全般	第 20 条第 2 項	市細則による基準の強化・付加について (注3)

(法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 7 条~第 18 条、第 20 条)

(注1) 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表しています。 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

- (注2) 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(政令第18条)
- (注3) 三原市の細則により、技術的基準の強化・付加「技術的基準の強化等」について定めています。(細則第13条)

2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準

表 2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準

技術的基準	政令	内 容
	第19条第1項第1号	勾配の制限について (勾配 1/10 以下)
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
土石の堆積に伴い必要と	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
なる措置に関するもの	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置につい て
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその
		他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適
		用除外について
技術的基準全般	第 20 条第 2 項	細則による基準の強化・付加について

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条、第20条)

2-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

- 1. 資格を有する者の設計対象工事(法第13条第2項、政令第21条)
 - ・高さが 5mを超える擁壁の設置
 - ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設の設置
- 2. 設計者資格 (法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、昭和37年建設省告示第1005号) 上記1の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなけば なりません。
 - ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の 土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上 の実務の経験を有する者
 - ②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程 (夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に 関して3年以上の実務の経験を有する者
 - ③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、 土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
 - ④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校に おいて、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に 関して7年以上の実務の経験を有する者
 - ⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
 - ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)
 - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
 - エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行 規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了したもの
 - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第35条第1号に掲 げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

3 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等

3-1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成して三原市長へ提出してください。

表 3-1 申請書提出部数

	区分	三原市長許可	東部建設事務所長許可(三原市経由)	
	正本	1 部	1 部	
申請書	正本の写し	-	1 部	
提出部数	副本	1 部	1 部	
	合計	2 部	部 8	

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを三原市のホームページの規制区域図から確認してください。

- ①「工事施行者住所氏名」
 - ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。
- ②「土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)」
 - ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。
 - ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。(記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください。)
 - ・代表地点の緯度経度は、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については 小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記載してください。
- ③「土地の面積」
 - ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
 - ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載してください。
- ④「盛土のタイプ」
 - ・盛土のタイプは次の分類から選択してください。(複数選択可)
 - (1) 平地盛土: 勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない もの
 - (2) 腹付け盛土: 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - (3) 谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑤「土地の地形」
 - ・「渓流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。(政令第7条第2項第2号、省令第12条)
 - (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
 - (3)(1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水 その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

- ・「渓流等」の範囲とは、渓床 10 度以上の勾配を呈し、 0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 2 5 メートル以内の範囲を基本とします。
 - ※概ねの渓流範囲を示した図面を広島県のホームページで公表しています。この範囲に該当する場合は許可権者に相談してください。詳細は広島県のホームページを参照してください。

広島県トップページ>組織でさがす>土木建築局>都市環境整備課>宅地造成及び特定 盛土等規制法(通称:盛土規制法)について

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html

⑥「工事の概要」

- イ. 盛土又は切土の高さ
 - ・P.1「1-2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。
- ロ. 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積
 - ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積 であって、許可権者、許可担当部署及び手数料の額を判定する面積となります。
- ヌ. 工程の概要
 - ・工事工程表を添付してください。
- ⑦「その他必要な事項」
 - ・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。
 - ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか 必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、この欄に記入してください。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成にあたっての留意点

「土地の所在及び地番」、「土地の面積」、「工事の概要」

・変更前後が分かるように記入(変更前は朱書記入)してください。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表 3-2 許可申請に必要な書類

衣 3-2 計刊申	前に必要な 青 類 	7	区	 分	
書類の名称	附属書類	内容等	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	備考
1. 許可申請書		・申請者、工事の概要等を記載	要	要	
2. 委任状			備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・申請を代理する場合添付 してください。
3.設計者資格証明書	卒業証明書 実務経歴証明書 資格、免許等の写 し	・高さが 5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面 積が 1,500 ㎡を超える土地に おける排水施設の設置	左記の設 計をする ときは要	左記の設 計をする ときは要	・設計者の資格は、「2-3」 資格を有する者の設計対 象、設計者資格」を参照 してください。
		・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注1)・構造計画、応力算定及び断面算定	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・鉄筋コンクリート造、無 筋コンクリート造の擁壁 を設置する場合 ・崖面崩壊防止施設の場合
4.構造計算書		・措置の概要、構造計画、応力算 定及び断面計算等	- 1	備考に該 当する場 合は要	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合
			_	備考に該 当する場 合は要	・堆積した土石の周囲にそ の高さを超える鋼矢板等 の設置措置を講ずる場合
5.盛土の安定計 算書		・土質試験その他の調査・試験に基づく安定計算書	備考に該 当する場 合は要	I	・災害の生じるおそれが特に大きい土地において、 高さ 15mを超える盛土 をする場合 ・崖面を擁壁で覆わない場
		・盛土の安定計算書	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・渓流等において盛土をする場合・高さが15mを超える盛土をする場合等
6. 土地·工作物 登記簿謄本		・宅地造成、特定盛土等及び土石 の堆積に関する工事の施行区 域内の土地登記簿謄本	要	要	申請時直前のものであること
7. 大臣認定擁壁		・認定書 ・計画条件が認定条件を満足し ていることが分かる書類	当該擁壁 を使用す る場合は 要	当該擁壁 を使用す る場合は 要	

8. 工事主の資	〈共通事項〉			
力・信用に関する	• 資金計画書			
書類	• 預金残高証明書			
E 754	・資金借入又は融資証明書			
	(個人の場合)			
	・住民票又は個人番号カード(番			
	号を黒塗りしたもの)の写し			
	・最近3年間の所得税の納税証明			
	書			
	〈法人の場合〉			
	• 登記事項証明書			
	・事業経歴書			
	・①役員の住民票又は個人番号カ			
	ード (番号を黒塗りしたもの)			
	の写し			
	・発行済株式総数の100分の5以	要	要	
	上の株式を有する株主又は出資			
	額の100分の5以上の額に相当			
	する出資をしている者がいる場			
	合は、該当するものの上記①及			
	び当該株主の有する株式の数又			
	は出資の金額が確認できる書類			
	・最近3年間の貸借対照表、損益			
	計算書、株主(社員)資本等変			
	動計算書、個別注記表及び法人			
	税の納税証明書			
	〈盛土等を行った土地を譲渡す			
	ることを業とする者の場合〉			
	•宅地建物取引業法第3条第1項			
	の免許を受けていることを証す			
	る書類			
9. 工事施行者の	〈行為の難易度が高い場合〉(注			建設業の許可証明書は建
能力に関する書	2)			設業者・宅建業者等企業
類	・法人の登記簿謄本	要	要	情報検索システムで建設
	・事業経歴書			業者の詳細情報を印刷し
	・建設業の許可証明書			たものでも可
10.申請地及び		要	要	
その周辺の写真		安	安	
11. 宅地造成、	・宅地造成、特定盛土等及び土石			
特定盛土等及び	の堆積に関する工事区域内の土			
土石の堆積に関	地またはその土地にある工作物			・妨げとなる権利とは所有
する工事施行同	について、造成事業の施行の妨	₩	要	・ 奶りとなる権利とは所有 権、永小作権、地上権、
意書	げとなる権利を有する者の同意	要	安	
(印鑑証明書)	を得なければならない場合に、			賃借権、質権等です。
	それらの者の同意を得たことを			
	証する書類			
	1 11111			

12.住民への周知措置を講じたことを証する書面(注5)		○住民周知の範囲 ・(注6)の表に示す範囲 ・土砂災害防止法第7条第1項における土砂災害警戒区域内の土地 ○開催方法毎の必要書類〈説明会開催の場合〉(注7)・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(説明会に用いた資料等)〈書面配布の場合〉・配布した書面・配布範囲が分かる位置図等〈掲示及びインターネットによる場合〉・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示場所が分かる位置図等・掲示状況の写真・閲覧ページの写し(URL含む)	要	要	
13.工事主の誓約書		・破産手続きの決定を受けて復権 を得ない者等に該当しないこと の誓約 ・暴力団員との関係を有しないこ との誓約	要	要	
14.登記事項要約書		・宅地造成、特定盛土等及び土石 の堆積に関する工事の施行区域 に隣接する土地の登記事項要約 書	要	要	
15.その他審査に必要な書類	許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する 書類	要	要	
	工事工程表		要	要	
	官民境界証明書		要		
	文化財協議書		要	要	
	流量計算書	・流域図と整合させてください	要	_	
	専用水道確認通知書 給水承諾書 ブロック積等認定書 2 次製品のカタログ 宅地建物取引業 免許の写し	・国土交通大臣の認定書の写し・申請地が分譲を目的とするとき	該当するも	らのを添付	

- (注1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる 書類を添付してください。
- (注 2) 盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が 1 h a 以上、又は擁壁等(排水施設を除く)を設置する工事。
- (注3)本市においては、造成行為の内容の明確化、その円滑な推進等の観点から、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域に隣接する土地等の権利者の同意書を添付するよう指導しています。
- (注4)登記簿謄本は、登記情報提供サービスによる登記簿謄本(有効な照会番号が付与されているものに限る。)を含みます。

- (注5) 次にあげる土地において政令第3条に盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。
 - ・政令第7条第2項第2号に規定する土地(渓流等)
 - ・土砂災害防止法第7条第1項の土砂災害警戒区域の設定の基となる渓流の流域内の土地及び土砂災害警戒区域内の土地

(注6)

盛土の区分	住民への周知を行う範 囲の考え方	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の境界(法尻) から盛土等の最大高 さhに対して水平距離 2h以内の範囲(※参 考図Lの範囲)	法尻からの水平距離 L≦2h
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ hに対して盛土のり肩 から下方の水平距離5 h以内の範囲(※参考 図Ⅰの範囲)	のり肩から下方の水平距離 I I≦5h のり肩までの高さ h
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する渓流等における高さ15メートルを超える盛土 ②渓流等における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土(①及び②を除く) ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に渓流等の渓床が存在するもの(①及び②を除く)	・下流の渓床勾配が2度 以上の範囲(※参考図)	渓床勾配 2 度以上の範囲

(注7) 説明会対象者が多数の場合は、周知方法等について三原市建築指導課に相談してください。

表 3-3 許可申請に必要な図書

表 3-3 許可申請に必要な図書						
	明示すべき事項		宅地造	分上石の		
図面の種類	内容	縮尺	元 成、特 定盛土 等	堆積	備考	
1. 位置図	□方位、縮尺 □土地の位置(赤線で記入) □主要な公共・公益的施設 □主要な道路、河川の名称 □放流先河川等の名称、排水経路 □凡例	1/10,000 以上	要	要		
2. 地形図	□ 方位、縮尺 □ 土地の境界(赤線で記入) □標高差を示す等高線 □都市計画区域界、都市計画名 □用途地域界、用途地域名 □ 土地及び隣接地の地盤高 □既存建築物及び擁壁等の工作物の位置、形状 □ 土地及び周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他公益的施設の位置、形状、名称 □ 接続先道路及び主要道路の名称、幅員、道路交差点の地盤高 □河川、水路の名称、幅、流水方向 □ 放流先施設の位置、名称、排水経路 □ 既設消火栓の位置 □ 凡例	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2mの標高 差を示すものとしてく ださい。 ・用途地域が2以上の場 合は色分けして表示し てください。	
3. 土地の公 図の写し	□方位、縮尺(不明の場合「不明」と記入してください) □土地の境界(赤線で記入) □隣接地の地番 □水路(青色)、里道(赤色) □一部表示(○○)		要	要	・法務局備え付けの公図 の写し以外を使用する 場合は転写者、転写場 所、転写年月日を記入 してください。	
4. 現況地番図	□方位、縮尺 □土地の境界(赤線で記入) □土地及び隣接地の地番、所有者名(抵当権者名等妨げとなる権利者名を含む)、地目、地番界 □水路(青色)及び里道(赤色) □一部表示(○○) □凡例	1/2,500 以上	要	要		
5-1.土地 利用計画図 (宅地造成、 特定盛土等)	□ 方位、縮尺 □ 土地の境界(赤線で記入) □ 公園、水路その他の公共施設の位置、形状、名称 □ 道路の位置、種類、形状、幅員、中心線、延長距離、 勾配、高さ、転回広場、隅切寸法、道路後退線 □ 排水施設の位置、形状、流水方向 □ 都市計画で定められた都市施設の位置、形状、名称 □ 消防水利の位置、形状、名称 □ 流量調整池の位置、形状、名称 □ 敷地に係る予定建築物等の用途 □ 敷地に係る予定建築物等の用途 □ 敷地の位置、形状、面積、計画高 □ 法面(崖を含む)の位置、形状、種類 □ 崖面崩壊防止施設の位置、形状、種類 □ 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の 土留の位置、形状、種類 □ 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の 土留の位置、形状、種類 □ 総横断図の測点の位置、記号 □ 工区界 □ 他法令の情報 □ 凡例	1/2,500 以上	要	_	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付してください。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設につ合では、申請書とを付してください。	

					-
5-2.土地 利用計画図 (土石の堆 積)	□方位、縮尺 □土地の境界(赤線で記入) □勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 □空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 □堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 □維積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	_	要	・空地、雨水その他の地 表水による堆積した土 石の崩壊を防止するた めの措置及び堆積した 土石の崩壊に伴う土砂 の流出を防止する措置 については、申請書と 照合できるように番号 を付すること。
6. 造成計画平面図	□方位、縮尺 □現況、計画地盤高 □土地の境界(赤線で記入) □切土(茶色)、盛土(緑色)をする土地の部分 □道路の位置、種類、形状、幅員、中心線、延長距離、勾配、高さ、転回広場、隅切寸法、道路後退線 □排水施設の位置、形状、流水方向 □法面(崖を含む)の位置、形状 □擁壁の位置、種類、形状、延長、高さ(隅角部の補強、終端部の処理を含む) □崖面崩壊防止施設の位置、形状、種類 □地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、形状、種類 □流量調整池の位置、形状、種類 □流量調整池の位置、形状、面積、計画高 □縦横断図の測点の位置、記号 □隣接地地盤高 □工区界 □凡例	1/2,500 以上	要	_	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付してください。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設に、は、申請書と照合できるように番号を付してください。
7-1.造成 計画断面図 (宅地造成、 特定盛土等)	□ 治 に	1/2,500 以上	要	_	 ・高低差の著しい箇所について作成してください。 ・谷埋め盛土に該当する場合は、谷線に沿った断面図も作成してください。
7-2.造成 計画断面図 (土石の堆 積)	□ 元内 □ □ 元内 □ □ 元 □	1/500 以上	_	要	・申請書の土石の堆積の 最大堆積高さ及び土石 の堆積を行う土地の最 大勾配が照合できるよ うに断面図を作成して ください。

	□土石の堆積の土量(土量計算書と整合させてください)				
8. 排水施設	□凡例 □方位、縮尺 □土地の境界(赤線で記入) □排水区域の区域界 □道路側溝その他の排水施設(汚水、雨水、人孔を含む)の位置、種類、材料、形状、距離、内径、計画高、勾配、流水方向 □吐出口の位置 □流量調整池の位置、形状	1/500	要		・汚水と雨水の区分をしてください。・流量計算書及び流域図を添付してください。
の平面図	□放流先河川又は水路の名称、位置、形状 □道路、公園その他の公共施設及び予定建築物の敷地等の計画高 □汚水処理施設の位置、形状 □法面(崖を含む)、擁壁、崖面崩壊防止施設の位置、形状 □地表水の流水方向 □凡例	以上	X		・土石の堆積については、 土地利用計画図に記載 してください。
9.排水施設 の構造図	□縮尺 □構造詳細図(各種寸法、材料、計画高) □二次製品カタログ	1/50 以上	要	_	
10.排水施 設の縦断図	□縮尺 □排水施設の名称、勾配、内径、深さ、計画高 □凡例	1/50 以上	要	_	
1 1. 流域図	□方位、縮尺 □土地の境界(赤線で記入) □排水区域界(宅地外を含みます) □地表面水、排水施設の流水方向 □流量の検討箇所(流量計算書と整合させてください) □集水面積(ブロック分割する場合は各面積) □放流先の種類、寸法、勾配 □凡例	1/500 以上	要	_	・流量計算書を添付してください。
12.給水施設計画平面図	□方位、縮尺 □土地の境界(赤線で記入) □給水施設の位置、形状、内径 □取水方法 □防火水槽の位置、規模 □消火栓の位置、種類 □敷地の位置、形状 □凡例	1/500 以上	要	_	
13.崖の断 面図	□縮尺 □土地の境界(赤線で記入) □崖の高さ、勾配、土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) □切土、盛土をする前の地盤面 □地盤の計画高 □石張、張芝、モルタル吹付け等の崖面の保護方法、構造 □小段の位置、幅 □排水施設の位置、種類、構造	1/50 以上	要	_	・切土をした土地の部分に生ずるに生ずる。盛土をした土地の部を超える屋、公田を大きると、土地の部を超える部の部を超える同時を担かり、1 を 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を
14. 擁壁の 断面図 (構造 図)	□ 縮尺 □ 土地の境界 (赤線で記入) □ 擁壁の寸法、勾配 □ 擁壁の材料の種類、寸法、強度 □ 裏込コンクリートの寸法、材料の種類、強度 □ 透水層の位置、寸法	1/50 以上	要	堆たのに土崩 は石壊うのを 流し	・コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付してください。

	□擁壁を設置する前後の地盤面 □擁壁の背面・基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料、寸法 □鉄筋の位置、径、材料 □水抜き穴の寸法、材料、密度、内径 □隅角部の補強図 □擁壁の根入れ寸法 □凡例			防る等です合は世間と置るは	
15. 擁壁の 背面図 (展開 図)	□縮尺 □摊壁の延長、高さ、根入れ、伸縮目地の位置 □水抜き穴の位置、材料、内径 □埋め戻し地盤線、地盤高 □凡例	1/50 以上	要	ı	
16. 崖面崩 壊防止施 設の断面 図(構造 須)	□	1/50 以上	要	1	
17. 崖面崩 壊防止施 設の背面 図(展開 図)	□縮尺 □崖面崩壊防止施設の延長、高さ、根入れの位置 □水抜き穴の位置、材料、内径 □埋め戻し地盤線、地盤高 □凡例	1/50 以上	要	1	
18.防災計画平面図	□方位、縮尺 □土地の境界(赤線で記入) □堆積土砂量の計算 □地表水の流水方向 □工事中の雨水排水経路及び流出土防止計画 □防災施設の位置、形状、寸法、名称、設置時期 □凡例	1/500 以上	要	Ì	
19.防災施設構造図	□縮尺 □防災施設の形状、寸法、名称 □凡例	1/50 以上	要	_	
20. 丈量図	□方位、縮尺 □土地の境界(赤線で記入) □面積計算 □切盛丈量図 □凡例	1/500 以上	要	要	・許可申請に関連のある 土地の全面積、盛土又 は切土をする土地の面 積を記載してくださ い。

3-2 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、次の工事を行う場合、 又は、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第21条第3項・ 第4項又は第40条第3項・第4項に基づき、次の要領で届出書を作成し、三原市建築 指導課へ次表の部数を提出してください。

ただし、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項又は第 35 条 第 1 項の変更許可、第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表 3-4 届出書提出部数

	区分	三原市	東部建設事務所(三原市経由)
	正本	1 部	1 部
届出書	正本の写し	ļ	1 部
提出部数	副本	I	
	合計	1 部	2 部

表 3-5 届出書の規模

書類の名称	工事の内容	提出期日	様式	備考
届出書	次の全部又は一部の除却工 事を行う場合 ①高さが2メートル超の擁壁 又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するため の排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手す る日の 14 日前 まで	様式第 17	(法第 21 条第 3 項、法 第 40 条第 3 項、政令第 26 条各項、政令第 34 条)
	公共施設用地を宅地又は農	転用した日か	様式第 18	(法第21条第4項、法
	地等に転用した場合	ら 14 日以内	100	第 40 条第 4 項)

擁壁等に関する工事の変更届出書についての留意点

・届出書に係る事項を変更しようとする場合は、細則第11条に基づく様式第8号(細則第25条に基づく場合は様式第15号)により変更届出書を提出しなければなりません。

3-3 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等手数料

表 3-6 手数料(県手数料条例及び市手数料条例)

盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積	(m²)	手数料の額(円)(注 1)
500 以内		14, 000
500 を超え 1,000 以内		26, 000
1,000 を超え 2,000 以内		38,000
2,000 を超え 5,000 以内		58,000
5,000 を超え 10,000 以内		82, 000
10,000 を超え 20,000 以内		140,000
20,000 を超え 40,000 以内	(注 2)	210,000
40,000 を超え 70,000 以内	(在 2)	310,000
70,000 を超え 100,000 以内		410,000
100,000 超		510,000

注1)変更許可申請の場合は、変更に係る部分の盛土、切土又は土石の堆積の土地の面積に応じた手数料の額 とします。

注2)盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1ha以上のものは、広島県東部建設事務所長(建築課)が許可担当部署となります。

3-4 申請窓口

三原市都市部建築指導課開発審査係

三原市港町三丁目5番1号(三原市役所本庁舎5階)

電話 0848-67-6125 (直通)

3-5 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を65日と定めています。

- ・標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
- ・ 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答 があるまでの期間は含まれません。
- ・標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理 期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

4 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その造成計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。 事前相談書に必要書類を添えて、事前相談をしてください。

なお、申請後に許可担当部署及び手数料の額に関わる面積(盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積)に変更が生じると大幅に審査工程のやり直しが生じるため、事前相談にて面積の考え方をよく確認してください。

5 宅地造成、特定盛士等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項

5-1 許可の条件

本市では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に、 次のとおり許可の条件を附しています。(法第12条第3項、法第30条第3項)

- 1. 工事完了期限
- 2. 工事施工中の環境保全、災害防止、安全措置、緊急時の措置
- 3. 工事を廃止する場合の措置
- 4. 崖面崩壊防止施設を設置するに当たっての留意事項
- 5. その他、案件に応じて条件を附す場合があります。

5-2 工事の施行に伴う注意事項

本市では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行においての注意事項を、次のとおり策定しています。

「開発許可、盛土等許可に係る工事の施行に伴う注意事項」

- 1. 工事の施行
- 2. 工事の際に必要な手続き
- 3. 許可標識の掲示
- 4. 工程写真の撮影
- 5. 許可事項等の変更
- 6. その他

5-3 検査・定期報告

1. 検査・定期報告の提出部数

表 5-1 申請書提出部数

The Age may					
区分		三原市長許可	東部建設事務所長許可(三原市経由)		
	正本	1 部	1 部		
届出書	正本の写し	Ī	1 部		
提出部数	副本	1部			
	合計	2 部	2部		

2. 中間検査

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

表 5-2 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖	盛土前又は切土 後の地盤面に暗	様式第 13、検査 対象を明示した	暗渠排水管配置完 了から4日以内
特 定 盛土等	③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①~ ④を除く)	渠排水管を配置 する場合	平面図、検査対象 の写真	

3. 定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等(鋼矢板や構台等)に関する工事の進捗状況となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表 5-3 定期報告の対象規模等

行為	定期報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間	報告の期限
宅地 成 特 土等	高さ 5m 超の崖(①、②を除く)	報告時点における盛土、 切土、擁壁、崖面崩壊防 止施設、排水施設、地滑 り抑止ぐい、グランドア ンカー、その他の土留の 施行状況	様式第10号 又は第17号、 盛土、切土る し地の対し 地方し で写象を平 の関	工期が 3 カ月 未満の工事に ついては、工事 着手届の着手	左記「報告の 期間」の末日
土石の 堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 ㎡超 ②堆積の面積 3,000 ㎡超	報告時点における土石の 堆積の施行状況(空地、 柵、雨水その他の地表水 を有効に排除する措置及 び擁壁等の状況。なお、 前回報告時点からの新た な堆積及び除却された土 石の土量を含む)	様式第 11 号 又は第 18 号、 土石のった を 1 元 の こ 土 地 こ の 写真	年月日から 45 日、3カ月以上 の工事は、3カ 月ごと	から 7 日以 内

4. 完了検査等

当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査を実施します。

表 5-4 完了検査

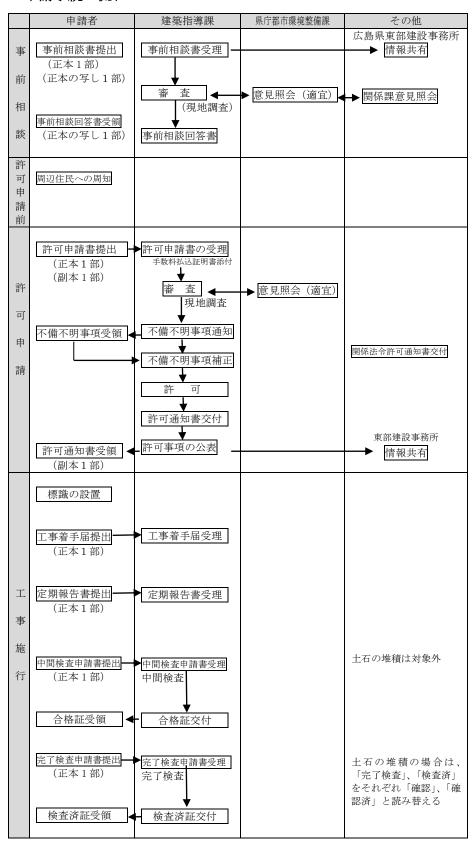
Z = 70 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
行為	区分	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	様式第9	工事完了から4日以内
土石の堆積	確認申請	様式第 11	上事元 かり4日以内

5. 留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2)検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- 3)検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- 4) 工事の途中において行う中間検査は、進渉状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 5) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- 6)検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、 再度、検査・確認を受けること

6 申請手続の流れ



7 その他の手続

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請 (法第12条第1項、 法第30条第1項) のほか、必要に応じて次の手続が必要となります。

表 9-1 その他の手続

		手続きの種類	根拠法令等	様式	
相談	事前				
	当	宅地造成等に関する工事の許可	法第12条第1項	別記様式第2(省令第7条第1項)	
許可	初	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可	法第30条第1項	別記様式第 2 (省令第 63 条第 1 項)	
申請		宅地造成等に関する工事計画の変更許可	法第 16 条第 1 項	様式第 7 又は第 8 (省令第 37 条各項)	
届	変更	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の 変更許可	法第35条第1項	様式第 7 又は第 8 (省令第 67 条各項)	
出	文	宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届出	法第16条第2項	様式第4号(細則第9条)	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の軽 微な変更の届出	法第35条第2項	様式第 13 号 (細則第 23 条)	
掲示	標識の	標識の掲示	法第 49 条	別記様式第 23 又は第 24(省令 第 87 条)	
		工事着手の届出	細則第6条又は第 20条	様式第1号又は第12号(細則 第6条又は第20条)	
			工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域の指定の際、宅地造成等 に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項	別記様式第 15 又は第 16 (省令 第 52 条第 1 項又は第 3 項)
		工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、高さ2m超の擁壁、 排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第 21 条第 3 項	別記様式第 17(省令第 55 条)	
	当初	工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅 地又は農地等に転用した場合)	法第 21 条第 4 項	別記様式第 18(省令第 56 条)	
工事等		工事等の届出 (特定盛土等規制区域の指定の際、特定盛土等又は 土石の堆積に関する工事を行っている場合)	法第 40 条第 1 項	別記様式第 15 又は第 16(省令 第 82 条各項)	
の届出		工事等の届出 (特定盛土等規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排 水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第 40 条第 3 項	別記様式第 17(省令第 85 条)	
		工事等の届出 (特定盛土等規制区域内で、公共施設用地を宅地又 は農地等に転用した場合)	法第 40 条第 4 項	別記様式第 18(省令第 86 条)	
		届出工事(法第21条第1項)の変更届出	細則第 11 条	様式第7号(細則第11条)	
		届出工事(法第21条第3項)の変更届出	細則第 11 条	様式第8号(細則第11条)	
		届出工事(法第40条第1項)の変更届出	細則第 25 条	様式第 14 号 (細則第 25 条)	
	変更	届出工事(法第40条第3項)の変更届出	細則第 25 条	様式第 15 号 (細則第 25 条)	
	更	宅地造成等に関する工事の工程等の変更届出 (中止・再開・廃止)	細則第 12 条	様式第9号(細則第12条)	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程等 の変更届出 (中止・再開・廃止)	細則第 26 条	様式第 16 号 (細則第 26 条)	
検	中	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第18条第1項	別記様式第 13(省令第 46 条)	
查	間	特定盛土等に関する工事の中間検査	法第37条第1項	別記様式第 13(省令第 76 条)	

報定告期	宅地造成等に関する工事の定期報告	法第19条第1項	様式第 10 号又は第 11 号 (細則 第 16 条各項)
	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告	法第 38 条第 1 項	様式第 17 号又は第 18 号 (細則 第 29 条各項)
検完査了	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査	法第17条第1項	別記様式第9(省令第40条)
	特定盛土等に関する工事完了の検査	法第36条第1項	別記様式第9(省令第70条)
	土石の堆積に関する工事の確認	法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	別記様式第 11(省令第 43 条又 は第 73 条)

様式は、本市のホームページで公表しています。

三原市トップ>組織でさがす>建築指導課>盛土規制法の許可申請について> の手続きに必要な様式

三原市 都市部 建築指導課 開発審査係

〒723-8601 三原市港町三丁目 5 番 1 号 電話番号 0 8 4 8 - 6 7 - 6 1 2 5 (直通) FAX 番号 0 8 4 8 - 6 4 - 6 0 5 7

E-mail kenchikushido@city.mihara.hiroshima.jp